

横手市農業委員会

令和7年度 第5回

農業委員会総会議事録

令和7年8月15日

令和7年度 第5回横手市農業委員会総会議事録

令和7年8月15日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第22号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
4. 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
5. 議案第24号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について
6. 議案第25号 令和7年度秋田県農業委員会大会への政策提案事項（案）について
7. 報告第6号 非農地証明について
8. 報告第7号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1		欠	13		欠
2		欠	14	近江清廣	出
3	佐藤省美	出	15	高橋馨	出
4		欠	16	佐藤吉治	出
5	佐々木一誠	出	17	高橋尚也	出
6	千葉肇	出	18	小松田英人	出
7	佐藤仁	出	19	高橋康弘	出
8	高橋正也	出	20	丹波賢太郎	出
9	佐藤勇	出	21		欠
10	小笠原夏子	出	22	木村由美子	出
11	新山武	出	23		欠
12	千田誠治	出	24	飯野正和	出

当日の欠席委員

- 1番 佐藤保 委員
- 2番 佐々木由紀子 委員
- 4番 石山俊彦 委員
- 13番 高田恵律子 委員
- 21番 武藤吉喜 委員
- 23番 堀江一彦 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐々木 真
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐 藤 亨
	農地振興係主査	柴 田 正 之
	専門員	塩 田 正 秋
増田地域局	農委事務局主任	佐 藤 大 斗
平鹿地域局		
雄物川地域局	農委事務局参事	土 田 勉
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真 紀 子
十文字地域局	農委事務局主査	原 かおる
山内地域局	農委事務局副主査	土 田 学
大雄地域局		

議長	<p>本日の出席者数は 18 名であります。 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第 5 回横手市農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>日程 1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第 23 条第 2 項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、当職より 12 番 千田 誠治 委員 14 番 近江 清廣 委員 の両名を指名いたします。</p>
議長	<p>日程 2、「議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
議長	<p>はじめに「1 番」は、議席番号 14 番 近江清廣委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(議席番号 14 番 近江清廣委員 一時退席)</p>
議長	<p>「1 番」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、説明いたします。議案書 2 ページをご覧ください。 1 番は、雄物川地域局管内からの申請です。買受により経営規模の拡大をするものです。 以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 1 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 これより、現地調査されました委員から、補足等ありましたら、ご説明をお願いします。</p> <p>(特になし)</p>
議長	<p>それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「1 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「1 番」については、許可することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 14 番 近江清廣委員 着席)

議長

次に、「2 番」から「17 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、説明いたします。議事参与の制限の案件を除く案件は「2 番」から「17 番」まで、16 件です。議案書 2 ページをご覧ください。

「2 番」、「3 番」は、横手地域局管内からの申請です。「2 番」は、自宅に隣接した農地を買受け、新規就農するものです。「3 番」は、農地所有適格法人が借受により経営規模の拡大をするものです。

「4 番」から「9 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。「4 番」は、経営移譲年金受給のため、親子間での使用貸借を再設定するものです。議案書 3 ページをご覧ください。「5 番」は、新たに発足した農地所有適格法人が、農地を借受け新規参入するものです。「6 番」から「8 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。議案書 4 ページをご覧ください。「9 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。

「10 番」は、大森地域局管内からの申請です。経営縮小のため、近隣の耕作者へ農地を贈与するものです。

「11 番」から「13 番」は、十文字地域局管内からの申請です。「11 番」、「12 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。議案書 5 ページをご覧ください。「13 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。

「14 番」から「16 番」は、山内地域局管内からの申請です。「14 番」、「15 番」は、借受により経営規模の拡大をするものです。「16 番」は、経営移譲年金受給のため、親子間での使用貸借を再設定するものです。議案書 6 ページをご覧ください。

「17 番」は、大雄地域局管内からの申請です。買受により経営規模の拡大をするものです。

以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 2 番から 17 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

16 番

番号 2 番について、この方は新規就農ということで、調査書を見ると全部効率要件のところに譲受人の経営農地は全て耕作されておりと記載されていますが、これは正しい記載ですか。

新規就農を判断するのは難しいですが、調査書は全て同じ書き振りで。5 番の新規参入は少し毛色が違うと思いますが、これも新規参入でありながら同じように経営農地は全て耕作されておりと記載されています。これは正しい記載でしょうか。

事務局

はい。ご指摘の通り「全て耕作されており」、この記述は不適切であり大変申し訳ございません。今後につきましては経営計画を提出いただいておりますので、やっていただけるものと判断しております。以上です。

16 番

新規就農の場合は、おっしゃったように経営計画を提出されておりそこから判断していると思います。この方は 5a の水田で何を経営され、どのような技術をもって、さらに、資機材はどうだろうというところまで、調査書では全く見えません。昨年も 4、5 条で事務局説明だけではよろしくないということで調査書を新たに提出していただきましたが、全部効率要件の見込みがあるということが、この資料では分かりませんので、分かる資料を提出する必要があるのではないのでしょうか。

事務局

登記地目上は、田となっておりますが、実際のところは畑になっているようです。後段の説明資料のご意見ごもっともだと思いますので、今後改善検討してまいります。

16 番

検討ではなく資料を出さないと判断できません。調査票を配付するというのは当然です。全てのこのような書き振りでは判断できません。この総会の時間に、この番号 2 番に係る経営計画書を配付するべきだと思います。

議長

暫時休憩をいたします。

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議長

ただいま事務局からの説明がありました。事務局の説明について何かご質問等があればお願いいたします。ご質問等ございますか。

16 番

全部効率要件に照らせば、トマト、ピーマン等の技術がどうかというところまでは分かりません。それから、資材、機械は草刈機械しか持っていない方です。

自家消費だけでは経営ではありません。果たしてどのような営農スタイルでやられるか営農計画書にしては不確かですし、全て自家消費では、

	これなかなか難しいと思いませんか。
事務局	あとはこれでやっていただけるものと判断しました。
16 番	少しくどいですが本当にそんな回答でよろしいですか。
議長	ただいま 2 番について話しがありましたが、新規就農ということですが、経営を伴う就農もあるでしょうし、このケースのように少ない面積の農地を購入し販売を伴わない就農もあるのではないかと思います。 委員の皆さんの判断を仰ぎながら採決していきたいと思えます。
議長	他にご質問等ございませんか。
7 番	今回新規就農で記載しておりますが、兼業の会社員とかでは駄目ですか。農業として今後の経営が新規就農と書かれると私もそのように考えます。 どうして新規就農で出されたものなのか。
事務局	ご意見ありがとうございます。なかなか適切な言葉が思いつかなくて従来から使っている新規就農という言葉で載せました。7 番委員さんのご意見もごもっともだと思いますので、このような場合にふさわしい言葉を考えたいと思えます。
議長	他にご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「2 番」から「17 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (挙手多数)
議長	賛成多数ですので、「2 番」から「17 番」について、許可することに決定いたします。
議長	日程 3、「議案第 22 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 8 ページをお開き下さい。案件は 1 件になります。それでは、ご説明いたします。 「1 番」は、 地域局管内からの申請です。本件は、議案書に記載のとおり令和 6 年 7 月 16 日付けで農地法第 5 条許可された案件の事業計画変更承認申請となります。 事業計画変更の概要は、当初事業計画者は、個人で乾燥調製施設建築

を計画し、令和 6 年に横手農業振興地域整備計画の軽微変更を経て、農地法第 5 条による農地転用を申請し許可を受けておりました。しかしその後、当初事業計画者が代表となる農業法人を立ち上げたこと、それに伴い転用事業目的である乾燥調製施設が国庫補助事業に該当することとなったことから、当該農業法人が事業承継者となるため、事業計画変更を申請するものです。

事業の実施状況は、所有権移転登記・造成・整地済みで、現在施設の建築工事中です。

土地概要は、申請地は、市役所■■■■■庁舎から北東へ約 860mに位置しており、地目は登記が「田」、現況については先程ご説明したとおり現在施設の建築中ということで、「雑種地」となっております。隣接地の状況は、北側は「原野」、西側は「県道」、南側は「田」、東側は「堤防」となっております。

資金計画は、当初は融資のみとしておりましたが、国庫補助事業採択により、融資と補助金で対応するとのことで、金融機関からの融資証明書及び補助金等交付決定通知書により確認済みです。

現地調査は、7 月 31 日、丹波賢太郎委員と事務局で実施しております。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

7 番

これは個人から法人になった場合で、売買価格■■■■■万円と書かれておりますが、これをどうやって発生したのですか。

事務局

この前段におきまして、昨年、今回の当初事業計画者が■■■■■万円で購入しております。個人から法人へ同額で売買するものです。

議長

他にご質問等ございませんか。

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 22 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 22 号」について、承認することに決定いたします。

議長

日程 4、「議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

議案書 12 ページをお開き下さい。案件は 2 件になります。それでは、ご説明いたします。

「1 番」は、 地域局管内からの申請です。

農地区分は、農地法施行令第 5 条第 1 号に規定する「おおむね 10 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であるとの理由から、第 1 種農地と判断されます。

事業概要は、申請者はフルーツキャップ等を製造している法人で、現在、製品の製造が需要に追い付かない状況にあることから既存の工場敷地を拡張し、新規に製品出荷場を建築しようとするものです。

土地概要は、申請地は、 地区交流センターから南東へ約 2.5 km に位置しており、地目は登記が「田」、現況が「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は「市道」、西側は「田」、南側・東側は「宅地」となっております。

資金計画は、全額親会社からの融資で対応するとのことで、親会社の残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は水路放流させる計画です。

被害防除は、法面保護を行い、緩衝地を設け、周囲への影響が無いようにするとのことです。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区から、「1. 土地改良施設及び周辺農地の利用を阻害するような工事をしないこと。」、「2. 排水放流については、関係機関と協議すること。」、「3. その他、土地改良事業に支障を生ずる事項については、その都度協議し、必要な措置をとること。」との意見を付して同意する旨、提出されております。

他法令については、盛土規制法は許可済み。道路法第 24 条は協議中で、許可見込みです。また、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱の事前協議は終了済みです。

申請地は、第 1 種農地であります。既存の工場敷地を拡張し、製品出荷場を建築するものであり、農地法施行規則第 35 条第 5 号に規定する「拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の二分の一を超えない既存の施設の拡張」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、7 月 22 日、佐藤勇委員、佐藤秀昭推進委員と事務局で実施しております。

2 番は、 地域局管内からの申請です。

農地区分は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められているとの理由から、農地法第 4 条第 6 項第 1 号イに規定する「農用区域内にある農地」と判断されます。

事業概要は、申請者は会社員兼農業者で、既存の作業施設が老朽化していることなどに伴い、新たに米生産調整施設を建築しようとするものです。

土地概要は、申請地は、 地区交流センターから南へ約 350m に位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地

の状況は、北側・南側・西側は「田」、東側は「宅地」となっております。「資金計画」は、全額借入金で対応するとのことで、金融機関からの融資証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は水路への放流及び自然流下させる計画です。

被害防除は、周囲への影響が無いようにするとのことです。

意見書は、山城水系土地改良区から、「隣接耕作者の営農に支障をきたさぬこと。」と条件を付して支えない旨、提出されております。

他法令については、ありません。

申請地は、農用地区域内にある農地ではありますが、横手農業振興地域整備計画の軽微変更により申請地に農業用施設を建築しようとするものであり、農地法第4条第6項ただし書きより「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは許可することができる」とされていること、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、7月30日、佐藤仁委員、高田恵律子委員と事務局で実施しております。

以上の案件中の対象地については、市の「地域計画」に影響がないことを農業振興課に確認し、問題ない旨の回答を得ており、「農振の軽微変更通知」または「農用地区域に含めない現況農用地等の土地」の証明書等が提出されていることを申し添えます。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第23号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第23号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程5、「議案第24号 農用地利用集積等促進計画(案)の審議について」を上程いたします。

議長	<p>はじめに「整理番号 1100 番」は、議席番号 17 番 高橋尚也委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(議席番号 17 番 高橋尚也委員 一時退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それではご説明いたします。権利設定になります。議案書 24 ページの「整理番号 1100 番」の 1 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 9 月 30 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。</p> <p>なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 1100 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「整理番号 1100 番」については、承認することに決定いたします。</p> <p>退席委員の入場を認めます。</p> <p>(議席番号 17 番 高橋尚也委員 着席)</p>
議長	<p>次に「整理番号 1106 番」は、議席番号 18 番 小松田英人委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(議席番号 18 番 小松田英人委員 一時退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それではご説明いたします。権利設定になります。議案書 25 ページの</p>

「整理番号 1106 番」の 1 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 9 月 30 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 1106 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 1106 番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 18 番 小松田英人委員 着席)

議長

次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1031 番」から「整理番号 1162 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。はじめに所有権移転になります。

議案書 16 ページの「整理番号 1031 番」から、「整理番号 1033 番」の 3 件は、令和 7 年 9 月 30 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。

次に権利設定になります。議事参与の制限の案件を除く、議案書 17 ページの「整理番号 1034 番」から、議案書 26 ページの「整理番号 1119 番」の 84 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 9 月 30 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、出し手、受け手のマッチングについては、配付しております議案第 24 号別紙資料「農地中間管理事業 貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。

続いて権利移転になります。現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。議案書 27 ページの「整理番号 1120 番」から議案書 31 ページの「整理番号 1159 番」の 40 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構

である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和7年9月30日付の県公告により新たな農家に貸し付ける予定となっております。

続いて再配分になります。農地中間管理機構である秋田県農業公社が農地中間管理権を取得している農地を、農家が借り受けるものとなります。議案書32ページの「整理番号1160番」から「整理番号1162番」の3件は、受け手が死亡、また受け手の相続人が相続放棄したことにより、中間保有地になった農地です。この度、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和7年9月30日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画の共有地及び未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。また、本農用地利用集積等促進計画につきましても、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号1031番」から「整理番号1162番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号1031番」から「整理番号1162番」については、承認することにいたします。

議長

以上をもって、「議案第24号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。

議長

日程6、「議案第25号 令和7年度秋田県農業委員会大会への政策提案事項(案)について」を上程いたします。

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

本日お手元に配付しております議案第25号別紙をご覧ください。本件については、11月1日に湯沢市で開催される「令和7年度秋田県農業委員会大会」に大会議案として提案するものであり、各地域において検討いただいた政策提案について、取りまとめしたものを本日の総会でご審

議いただくものです。なお、内容が重複等していたものについては、事務局で調整しております。それでは内容を説明いたします。説明は、件名及び提案内容とさせていただきますので、ご了承願います。

1件目は、「農業後継者不足対策」についてです。提案内容は、新規就農者に対しての補助金助成、並びに、安心して農業を始められるための環境整備面の更なる拡充など、寄り添った支援を検討すること。農業継承者に対して、経営継承に必要な経費を支援する制度を拡充させること。としております。

2件目は、「畜産振興に係る飼料作物対策」についてです。提案内容は、国産の飼料作物増産と、安定した供給体制を確立させるために、水田利活用直接支払交付金等での飼料作物の支援を拡大すること。交付対象外水田で取組んだ場合に交付対象とすること。耕畜連携助成を経常的な対象とすること。としております。

3件目は、「潜在的な耕作放棄地対策への支援強化について」です。提案内容は、域外に借受人候補者が顕在化した際には、経費を補填するための財政的支援の導入を検討すること。放棄地及び遊休地の環境保全申し出者に対する補助金制度を導入すること。としております。

4件目は、「農業者の所得向上と農産物の安定価格を目指して」です。提案内容は、物価高騰に対応し、営農経費を低減させる新たな予算を講ずること。所得補償制度を導入し、すべての農業者の所得向上を図ること。販売価格に反映できていない生産コストの上昇分を補填する制度の検討をすること。としております。

5件目は、「区画拡大事業の推進」です。提案内容は、機械の大型化や大区画の圃場が主流となり、今後ますます効率の良い農作業が求められていくことから、圃場整備事業の更なる推進をしていく中で、事業実施のための要件緩和と予算を拡充させること。としております。

6件目は、「地域の実情に見合った農業政策及び支援策」についてです。提案内容は、より地域の実情に合った支援策が行えるよう、自治体のニーズに沿って運用できる交付金事業を実施すること。国が自治体や地域に全国統一の基準を押し付けるのではなく、地域の実情に見合った農業政策を検討し、実施するための仕組みづくりをすること。としております。

以上の6件を、秋田県農業委員会大会への政策提案事項とすることについて、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。この件につきまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第25号」について、原案に賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

議長	賛成多数ですので、「議案第 25 号」については、異議ないものと認め、原案のとおり秋田県農業会議に提出することに決定いたします。
議長	日程 7、「報告第 6 号 非農地証明について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。議案書 35 ページをご覧ください。願い出の報告は 2 件です。</p> <p>「1 番」は、■■■■地域局管内からの願い出です。願出地は、■■■■地区交流センターから南東へ約 400m 先に位置しています。願出人は、平成 20 年、相続によりこの土地を取得しています。それ以前、平成 10 年頃から耕作されていないとのことです。現在は雑木が生い茂っており、非農地と判断しました。</p> <p>現地調査は 7 月 9 日、高橋尚也委員、高橋馨委員、富岡祥吾推進委員と事務局にて実施しており、7 月 10 日付けで願出人へ非農地である旨を通知しております。</p> <p>「2 番」は、■■■■地域局管内からの願い出です。願い出地は、■■■■地域局から東へ約 1.6km 先に位置しています。願出人は、平成 18 年、相続によりこの土地を取得しています。先代も昭和 37 年に相続によりこの土地を取得していますが、昭和 61 年頃から作付けされていないとのことです。現在は雑草が生い茂り、一部は人の背丈ほどになっており、非農地と判断しました。</p> <p>現地調査は 7 月 22 日、佐藤勇委員、佐藤秀昭推進委員、佐藤和仁推進委員と事務局にて実施しており、7 月 28 日付けで願出人へ非農地である旨を通知しております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。</p> <p>(特になし)</p>
議長	<p>この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	ご質問がないようですので、「報告第 6 号」の報告を終わります。
議長	日程 8、「報告第 7 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	<p>議案書 37 ページをお開き下さい。報告件数は 4 件になります。それでは、ご説明いたします。</p> <p>「1 番」は、■■■■地域局管内です。</p>

照会地は、 地区交流センターから北西へ約 1.2 km に位置しております。隣接地との状況は、北側は「山林」及び「原野」、南側は「市道」、西側は「原野」、東側は「宅地」となっています。

土地の状況は、申請者の亡き父が耕作していたが、十数年前に農地の一部に高速道路工事からの残土が置かれてから不耕作となり、原野化してしまっただけのことです。現地確認したところ、一面に草木が繁茂している現状から、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

現地調査は、7月16日、佐々木由紀子委員、堀江一彦委員、富岡祥吾推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、7月16日付けで記載のとおり報告しております。

「2番」は、 地域局管内です。

照会地は、 地区交流センターから南東に約 650m に位置しております。隣接地との状況は、北側・西側は「市道」、南側・東側は「田」となっております。

土地の状況は、亡き父が昭和51年2月9日付けで農地法第5条許可を得て住宅を建築したが、地目変更登記がされていなかったとのこと。現在も許可どおり住宅がある現状から、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

現地調査は、7月16日、佐々木由紀子委員、堀江一彦委員、富岡祥吾推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、7月24日付けで記載のとおり報告しております。

「3番」は、 地域局管内です。

照会地は、 地区交流センターから北東へ約 3.1 km に位置しております。隣接地との状況は「221-1」については、北側・西側は「原野」、東側は「秋田自動車道」、西側は「山林」、南側は「市道」及び「宅地」となっております。「221-4」については、北側は「原野」、南側は「秋田自動車道」及び「国道」、東側は「国道」、西側は「秋田自動車道」となっております。

土地の状況は、平成4年頃より耕作をせず、現在まで不作付け地の状態となっており、草木が繁茂している現状から、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

現地調査は、7月8日、佐藤勇委員、松井覚推進委員、佐藤和仁推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、7月9日付けで記載のとおり報告しております。

「4番」は、 地域局管内です。

照会地は、市役所 庁舎から北西へ約 1.8 km に位置しております。隣接地との状況は、北側は「畑」、東側は「田」及び「水路」、西側は「原野」、南側は「市道」となっております。

土地の状況は、申請者の亡き祖父が一般住宅を建築したと思われるが、農地転用許可申請が必要であることを認識しないままのことです。現在も住宅としていることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

現地調査は、7月18日、佐藤仁委員、平元沙恵子推進委員、齊藤久美子推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、7月22日付けで記載のとおり報告しております。
報告は以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

7番

番号3番は、法務局からの調査依頼ということでしょうか。

事務局

農業委員会が、直接的にはこの法務局からの照会により調査を行っておりますが、その前段として所有者さんが法務局へ地目変更申請を行って、その上で法務局から農業委員会に照会が来ているものです。

議長

他にご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第7号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第5回総会を閉会します。
ご協力ありがとうございました。

(11時07分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和7年8月15日

議 長 飯 野 正 和 _____

署名委員 千 田 誠 治 _____

署名委員 近 江 清 廣 _____